

第3回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成29年1月6日掲載

日時 平成28年12月5日(月)午後1時30分～3時00分

場所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 (敬称略)

(委員): 漆原委員、大島委員、小林委員、田草川委員、武田委員、登田委員、
細川委員、堀内委員、矢野委員、渡邊委員(50音順)

(事務局): 県民生活部 上小澤次長

消費生活安全課 杉田課長、小俣総括課長補佐、矢花課長補佐、

佐々木副主幹、宮咲副主査、小林職員

子育て支援課 細川主事、衛生薬務課 谷課長補佐、

健康増進課 知見課長補佐、林業振興課 金丸課長補佐、

畜産課 菊島課長補佐、花き農水産課 須田課長補佐、

農業技術課 齊藤課長補佐、スポーツ健康課 瀧田課長補佐

傍聴者等の数 2名

会議次第

1 開会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議事

(1)「第2次山梨県食の安全・安心推進計画素案」(案)について

(2)その他

4 閉会

概要

1 開会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議事

(1)「第2次山梨県食の安全・安心推進計画素案」(案)について

事務局から、「第2次山梨県食の安全・安心推進計画素案」(案)について、資料により説明。

質疑は以下のとおり

資料1～24ページ

・県政モニターアンケートの回答者の年齢層について

(A 委員) 県民意識調査の県政モニターアンケート調査のところで、回答者が 3 2 1 人いるんですけども、これはどういった年代層の方なのかとか、無作為でなののかとか、そのところは集計で出ているのでしょうか。教えていただきたいんですけども。

(議長) はい。県政モニターの対象者ですね。

(事務局) 3 2 1 名につきましては、県政モニターが大体 4 0 0 名くらいいらっしゃるんですが、その方々に紙とインターネットの調査を行っておりまして、回答が来なかった人もいますので、回答が来た方でいうと 3 2 1 名の内訳は男性が 1 4 4 名で 4 4 . 9 % くらい、女性が 1 7 6 人で 5 4 . 8 % くらいとなっております。年代でいくと、だいたいバラバラになってはいるのですが、2 0 代 1 0 %、3 0 代 1 5 %、4 0 代 1 8 . 4 %、5 0 代 1 8 . 0 %、6 0 代 2 1 . 5 %、7 0 代以上が 1 6 . 5 % ということでございます。

(議長) はい。いかがでしょうか。よろしいですか。

(A 委員) ありがとうございます。

(議長) ではまた、後でありましたら言っていただく事にしまして、2 5 ページ以降をお願いいたします。

資料 2 5 ~ 4 4 ページまで

・用語の注釈について

(B 委員) 2 9 ページの一番下なんですけど、2 つの用語に 印が付いているんですけど、これは注釈でも付くのですか。

(事務局) すみません。注釈の方は今ここにはないんですけど、もう少し経ちましたら 1 次計画と同じように後ろのページに入れようと思います。有機栽培に 印がたまたま書いてあるのはですね、すみません消し忘れです。本当は、もっとたくさん 印と同じものが付く予定でございます。出来る限り注釈は付けたいと思っております。

(B 委員) すみません。失礼しました。

・農薬、放射性物質のリスクコミュニケーションについて

(議長) はい、お願いします。

(C 委員) 1 4 ページの県民意識調査の結果の中で、下の方に輸入食品と残留農薬と放射

性物質のところは、かなり不安だという結果があるんですけども、輸入食品のところはさておいて、残留農薬と放射性物質のところですが、出荷前の農薬の検査にしましても、県と一緒にやるものもあれば農協独自でやっているものもあったり、放射性物質についてもこのところずっと検査をさせていただいて、検体数が少なくなっても検査をさせていただいています。農産物からは不検出ということですけども、それでもまだ見て頂くとわかるように、「自分の知識がない」あるいは「安全性の裏付けに不安」というところは残留農薬も放射性物質も同じ理由が入っています。そうだとすれば、検査をしている方、例えば先ほど出たように行政とすれば監視をとということが、県民の方からも望まれているということがありますけれども、安全性のこともどの項目がいいのかなとさっきから見ていますけれども、いずれにしても重点に取り組む施策の44ページのところの「関係者の信頼関係の構築を促進するため、情報共有、意見交換」というところが良いんだろうと思うんですけども、やっぱり安全性についてこんなことをやっていてこういう理由で安全だよというところを、行っている方からするとこういう項目がこういう数字で出てくるというのはちょっと情けないところがあるので、この辺の教育を消費者の方にもしていただけるとありがたいかなと、次回意識調査があったときに、こういった数字が、項目とすれば出てくるんでしょうけど、もう少し小さい数字で出てくるくらいに消費者の方にもご理解をさせていただくことを、県の方の対応とすればお願いしたいなと感じておりますので、よろしく願い出来たらと思います。

(議長) はい、お願いします。

(事務局) ありがとうございます。36ページにですね、いまC委員がおっしゃったようなところが書いてありまして、(2)の アというところに「リスクコミュニケーションの推進」というところがございます。これは今もやっているんですけど、「食の安全・安心を語る会」というのをやっています、これは年間で3回くらいやっているんですけど、書いてあるとおり、消費者とか生産者とか事業者の方に集まって頂いて、それぞれが思っている事をお話をする。同じテーマでお話をするということでやっておりますので、こら辺をうまく使ってですね、特に毎年実は放射性物質はやっているんですけど、やってもやってもまだなかなか不安が解消されないというのが実際です。農薬についても、どこまで消費者の方がご理解をいただいているかということもあるんですけど、やっぱりアンケートをすると不安だというのがありますので、これは何回も何回も、何が不安かと聞く一方的な講義ではなくてですね、何が不安でどういうことをやっているのかということを理解するような、リスクコミュニケーションという形で1つのテーマで消費者も生産者も事業者も一緒になって意見交換するような場で、今言われたような安全性のご理解をこれからもやっていきたいなと、今後は重点的にやっていきたいなと思っております。

(C委員)ありがとうございます。検査をして、結果がそんなに悪いものが出ていない状況の中で、まだこれだけ心配をしているということになると、ちょっと細かめにお話をさせて頂いて、やっぱり農薬は扱い次第だと思っていますので。やっぱりきちんと使えば安全なものだということ、特に消費者の奥様たちにはちょっと細かめに話をさせていただいて、ご理解いただくのが良いかなと思っていますし、特に放射性物質については、例えば福島の農産物、かなり今全国版でコマーシャルを流していると思っていますけれども、全く出ないというよりも基準以内だということが多いんだろと思っていますけれども、やはりそういうところもある程度ご理解をいただいて消費をしていただくようなことにならないと、福島県産が全く売れなくなってしまうということがこれからも逆に心配するところがあるんですけど、そうはいつでも基準値の数字の中で安全だといった中のものについては、食べても大丈夫だということをご理解をいただいた方がいいのかなと。で、日本の中で、例えば放射性物質もそうですし、心配だ心配だと言っていますが、海外のところはやっぱりご理解をいただきながら輸出ができるようになってきていますので、国内ましてや県内の消費者については、やっぱりご理解をいただくように工夫をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(議長)はい、ありがとうございました。私も、この語る会には時々出させて頂いていますが、消費生活安全課さん、よくこれだけ人を集めるなあというぐらいいつも大勢の方が参加していますけれども、それでも県民の中の何割かということだと思いますので、例えば中央会さんの方で、県民向けとか安全性についてのPR活動ということは、何かやられているようなことはあるのでしょうか。

(C委員)当然売る時に、例えば放射性物質の検査もやっているんですかというところの証明書も付けて売るところもありますので、なかなか検査が全部なくなれないという実態もあるんですけど、農薬についても県の事業の中のものとか農協独自でやるものとかかなり検体数を多く持ってやっているところもありますけれども、なかなかこちら側からこれだけやっているの大丈夫ですよというところは敢えては話をしていなくて、逆に消費生活のところで放射性物質とはこういうものだ、あるいは農薬とはこういうものだということ行政の方から説明して頂いた方が、安心感とすれば当事者が発信するよりも良いのかなというところがございます。

(議長)ありがとうございました。まさにこれは、消費者と生産者が同じテーブルでそれぞれが努力している事、不安に思っている事を話し合うというのがまたこういう機会ではないかなと思いますけれども、他にございますでしょうか、はいどうぞ。

(D委員)今の農薬の問題に関してなんですけれども、私は有機農業の研究をしておりま

すので、ちょっと今のご意見と対立するような形になってしまうんですけども、やっぱり基準値を満たしていれば安全だと言われる方も多くいらっしゃるんですけども、まずその基準値というものの自体が人によって作られているものですので、それを満たしているからといって安全とはいえないということが1つあります。そういうことを感じている消費者もいらっしゃると思うんですね。といいますのは、特に山梨県なんかは果樹の特産地なのでご存知だと思うんですけども、ちょっと前にネオニコチノイド系の農薬がすごく問題になったことがあると思います。これは、欧米の基準値に比べて日本の基準値がものすごく高いということが問題になったと思います。例えばお茶でいいますと、EUの基準値よりも日本の基準値の方が300倍くらい高いということがあったんですけども、ちょっと最近のことは私も把握していないんですけども、他の農産物につきましてもこのネオニコチノイド系農薬については欧米より日本の基準値の方が10倍とか50倍とか高く、日本で基準を満たしているから安全だと言っても、EUからすれば安全とは言えないことになります。実際、私は体が敏感なところもありますので、基準を満たしているものであっても農薬を使っているものと使っていないものでは、体の反応が違うということがあります。

最近食物アレルギーを持つお子さんも増えていると思うんですけども、同じように化学物質過敏症のお子さんなど化学物質に敏感なお子さん達も増えていて、たぶんお母さん方も、基準を満たしているものに対しても子供の体が反応してしまう、そういう事例が多く出ているので不安になるのだと思います。ですので説明不足とか、理解不足ではなくて、実際の事例を基に不安を感じているということがあると思いますので、それを隠して安全だという訳にはいかないかなと思います。そういった事例も全て踏まえて消費者に本当に安全かどうか考えてもらいたいなと思います。

(議長)ありがとうございます。ご意見ございますか。

(事務局)今、D委員からのお話ですと、やっぱりリスクコミュニケーションなどでそういうところまで話をしてもらって、何が大変か、不安かというところを、県も農協も国の基準で安全だといっているところはみんなに言わなければいけないと思っているのですが、それ以外に消費者の方で不安に思っているところ、実際に体が反応してしまうということがあるのであれば、ちゃんと話をして自分で判断できるような、そういう情報提供をしていくことをやっていかなければいけないのかなと思っておりまして、そこから先は消費者の方が自分で選ぶのかなと思っているのですが。そのきっかけとなるのがリスクコミュニケーションとか、そういうところでやっていくのかなと思っているのですが。いかがでしょう。

(D委員)そうですね。様々な情報を公平にちゃんと提供していただいて、皆さんに考えて

頂ければよいと思います。

・用語の使い方（調査と検査）について

（議長）他にございますか。1ついいですか。5ページの に農薬等の残留検査の実施のところでは県産農産物の残留農薬検査という言葉が使っているんですが、26ページですね、
のアのところ、主要な農産物の残留農薬調査を実施します、監視指導を重点に置く中で、この調査と検査は何か違いがあるのでしょうか。

（事務局）検査に統一させていただきたいと思います。

（議長）26ページの方を、検査にということですね。

・施策の実施について

（E委員）施策の展開の3番目の（3）の食育及び地産地消の推進のところですが、これって基本的に産業労働部の仕事で県民生活部が何をするのか見えないんですね。この文章を読んだだけでは、いったい何をするんだろうと思いました。

（事務局）今のE委員さんがおっしゃったのは、36ページのところに書いてありまして、食育及び地産地消の推進というところに書いてあります。まずなんで食育、地産地消がここに入っているのかということをご説明すると、この元になっている条例、食の安全・安心推進条例の中に、食育も地産地消も条文の中にちゃんと書いてありまして、25条の中にちゃんとやりなさいよということが書いてあります。食育は食育で食育推進計画を別に作っておりますが、食の安全・安心推進条例に基づくこの食の安全・安心推進計画にも同じように載せると。ただ詳しくは書けないのでここに書いてある程度を載せております。安全安心ではないじゃないかということもあるんですけども、例えば食品の正確な表示とか、それから食育を推進していくとどうしても農業とか生産者との交流とかそういうことが出てきて、それが近くであればあるほど安全だとか安心だとかに結びつくということがございましてここに書かせていただいております。先ほど委員がおっしゃったように産業労働部の仕事じゃないかということで、今まで宣伝だけが入っていたのですが、今度はワインも入ったりして、産業労働部もここに施策を入れてもらえるようになりましたので、これからもっともっと連携してやっていきたいなと思っておりますのでぜひご了承いただきたいなと思います。

（議長）よろしいでしょうか。

（E委員）でも、よく見えないですね。何をするのか。

(事務局) そうですね、具体的なところはちょっと申し訳ないんですけども。啓発が多くなります。

(議長) 他にございますか。お願いします。

・詳細な産地情報の提供について

(A委員) A3の資料(概要)の方の第4章の施策の展開というところの3の(6)「原産地に関する情報の提供の充実」というところで、加工食品の国産の表記を県名を入れていくという努力義務の話なんですけれども、これに関しても県の方で随時店舗の方に監視指導という形で実施していくとっていてよろしいでしょうか。

(事務局) 畜産物と26加工品については先ほどお話しをしたように国産表示を義務づけられていまして、それ以上に県名表示や市町村表示といった産地別の表示をやろうというのが努力義務として条例で決まっています。今も広域店舗の方は合同調査等で回って詳細な産地情報の調査はしております。それを今度はさらにもっと一生懸命やるということと一緒に地域店舗のような小さな個人商店さんまでも回って見ていこうということまでやろうとしております。先ほどのお話ですと、今もやっているかというお話であればやっている。先ほどの1次計画の実施率が50%くらいだったんですが、そこに書いてあるとおりに今もやっております。

(A委員) わかりました。ありがとうございます。とりあえず、現状は国産、輸入のものであれば原産地を書くということで良くて、100%県名を入れていなくても現状は努力義務なので良いと思うんですけども、県の方でこの辺は県名は入れていけるんじゃないですか、ということも指導していただきながら改善できる場所に関してはこちらも改善していくという形を取らせて貰えばよいということでしょうか。

(事務局) まさにその通りでございます。今努力義務といったんですが、努力義務なので出来ないものもある。具体的に条例の中で出来ないものはいいですよと書いてあります。例えば、原産地がしょっちゅう変わってしまうものなんかはできませんので、原産地といっても国産の中で原産地が変わるようなものなんかはできませんので、できなくて結構ですよというところが具体的に書いてありますので、また新しい2次計画が始まりますので、一層の推進と先ほどもお話しをしたように、特に大型店舗さん方にはまたお話をして一層、この表示を推進してもらおうとっておりますので、またご協力をお願いいたします。

(A委員) ありがとうございます。

(議長) では、最後までご説明をお願いいたします。

資料 45 ページから 47 ページまで

・用語の使い方(数値目標と目標数値)について

(D委員) すごく細かいことで申し訳ないんですけど、数値目標の表のところ、概要の表は目標数値となっていて、資料の表は数値目標となっていて違っているのが気になるのですが。どうでもいいのかもしれないですけども。

(事務局) 合わせないといけないですね。ご指摘ありがとうございます。数値目標に統一したいと思いますので、先生方には直して頂きたいと思います。

(議長) では数値目標をお願いします。食事バランスガイドも数値目標になっています。前に戻って頂いても結構です。ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

(F委員) 私は生産者という立場で出席させて頂いているわけですが、実は私自身も個人的なことで申し訳ないんですけども、孫が7人います。やはり最近考えるのはこの子供が将来にわたって僕らの年になるまで健康で過ごしていける食べ物というのはすごく大事なとつくづく感じています。これは生産者というよりは消費者の立場なんですけれど、いろいろな消費者団体の皆さんや消費者の皆さんとお話しする機会が結構あるわけですが、先ほども何人かの委員さんから話がありましたように、この計画素案にも第1章、第3章、第4章、第5章に相互理解という言葉が出てきますよね。消費者のみなさんと生産者としてお話しする中で、そんなことをというような新しい発見というのがいっぱいあるわけですね、食の安全に対して。逆に、生産者側の食の安全に対する取り組みというのを理解して頂く事もかなりあるということの中で、重点的に取り組む施策の中で「相互理解の増進」ということが書かれているんですけど、これからこの立派な計画ができると思うんですけども、できるだけ一般の消費者の皆さんにも理解して頂けるような、確かにリスクコミュニケーションという言葉が出てくるんですけど、具体的にいろんな取り組みをこの会としても課としても県としても、消費者に理解されやすい取り組みというのをやっていただけたらありがたいと思います。

(議長) ありがとうございます。とても大切なご意見で、まさに消費者と生産者のそれぞれのご意見が、相互に理解し合わないと、例えば今の価格でそういうことが消費者に提供できるのかどうかということも併せて、食を確保しなければならないとか、自給率の問題

も出てくるでしょうし、ただ健康や命というのは何よりも勝る大切なものですから、そういうことを守りながらお互いに意見交換していくということが大切なことではないかと思えます。

他にございますか。では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それではその他をお願いいたします。

(2) その他

事務局から今後の策定スケジュールについて説明

(事務局) この計画自体は今日が最終案のつもりでお話をしておりまして、これから、今日先生方から聞いた意見や、庁内の関係課からの修正など、大幅な修正以外は会長に一任していただいております。12月中に知事に計画を提出しまして、手続きをとってパブリックコメントにかけるということとなります。パブリックコメントにかけますと県民の皆様からいろんな意見が出てくると思われませんが、その対応についても大幅な修正以外は会長に一任していただいております。最終的なものは皆様方にお話をさせていただきますので、途中の経過はほとんど変わっていなければ、会長に一任ということで、よろしければそのようにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(議長) よろしいでしょうか、ありがとうございます。今日のご意見をいただきましてご協力いただきましてありがとうございました。これで議事を終了させていただきます。